

仙台市自死ハイリスク者支援体制検討会議設置要綱

(平成 30 年 8 月 9 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 自殺をする危険性が高い者（以下「自死ハイリスク者」という。）に係る支援体制の構築に関し、専門的な知見を有する者等から意見を聴取するため、仙台市自死ハイリスク者支援体制検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討会議は、自死ハイリスク者に係る支援体制の構築に関する事項について協議を行う。

(組織)

第 3 条 検討会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、医療、法律、教育等に関し識見を有する者、本市の職員等のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(会長)

第 5 条 検討会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は、検討会議を招集し、その議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

(秘密の保持)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 8 条 検討会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害者支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年8月9日から実施する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。